



紺綬褒章伝達式の開催について

令和8年9月1日

<問い合わせ先>

担当：危機管理課消防係 須釜

直通電話：0248-88-9133

Eメール：s-bousai@city.sukagawa.lg.jp

報道機関各位

本市の地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を通じて「消防団管理運営事業」へ多額の寄附をいただいた株式会社阪神マテリアル様に対し、この度、国より紺綬褒章が授与されました。

つきましては、下記のとおり、伝達式を執り行いますので、取材くださるようお願いいたします。

記

1 日 時

令和8年9月16日（水） 午後3時30分～

2 場 所

須賀川市役所 市政経営会議室（3階）

3 受章者

株式会社阪神マテリアル（大阪市住之江区北加賀屋3-2-18）

4 出席者

（1）株式会社阪神マテリアル 代表取締役 中道 史和

（2）" 専務 中道 利高

（3）須賀川市 大寺市長、山寺副市長 ほか

5 伝達の経緯

令和6年度に引き続き、本市の消防団事業に活用して欲しいとの申し出により、令和7年7月、12月にそれぞれ10,000千円を寄附いただいたもの。

市では、これらの寄附を基に、令和7年度には、デジタル簡易無線機の購入、ホース乾燥塔の設置等を実施。令和8年度は、消防団屯所の照明器具のLED化を進めています。

紺綬褒章は、国の褒章制度のひとつで、公益のために、私財（個人は500万円以上、法人等は1,000万円以上）を寄附した方に授与されるものであり、この寄附実績に基づき、株式会社阪神マテリアル様が紺綬褒章を受章されたため、市長が褒状を伝達します。

なお、今回は、令和7年7月、12月にそれぞれ、10,000千円を寄附いただいたため、褒状2通の伝達を行います。